

# 地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の基準等に関する条例（案）骨子に対するパブリックコメントの実施結果について

## 1 募集期間

平成26年12月2日から平成26年12月19日まで（18日間）

## 2 実施方法

平成26年12月11日発行の区報で意見募集について周知したほか、条例案の骨子を高齢者福祉課、介護保険課及び区役所2階情報提供コーナーにおいて閲覧に供するとともに、荒川区ホームページに掲載しました。

## 3 意見提出数（全10件）

- 地域包括支援センターについて 5件
  - ・運営の基準に関する意見・・・2件
  - ・人員の基準に関する意見・・・1件
  - ・その他・・・・・・・・・・2件
- 指定介護予防支援事業所について・5件
  - ・運営の基準に関する意見・・・2件
  - ・人員の基準に関する意見・・・1件
  - ・その他・・・・・・・・・・2件

## 4 意見の概要及び意見に対する区の考え方

取扱（ 条例に反映する ○条例に記載済み / その他の意見）

### 【地域包括支援センターについて】

#### ・運営の基準に関する意見

	意見の概要	区の考え方	
1	あらゆる分野での高齢化傾向を踏まえ、健康なまま長寿を楽しむ「治療より予防」の政策に転換すべき。地域支援事業の向上に期待している。	御意見の趣旨を踏まえ、介護予防事業のさらなる充実に努めていきます。	/
2	充分検討され、区の実情にも配慮ある内容だと感じた。 適切な管理のもと、利用者側に立った運営を望む。	御意見の趣旨を踏まえ、適切な管理運営に努めていきます。	○

#### ・人員の基準に関する意見

	意見の概要	区の考え方	
3	指定介護予防支援事業所の業務も行っており、基準どおりではマンパワーが不足するのではないか。	指定介護予防支援事業所の人員は別途配置しています。	/

・その他

	意見の概要	区の考え方	
4	運営協議会が機能していないのではないか。	区では、毎年、運営協議会に各センターの事業計画や実施状況を報告し意見をいただいております。	/
5	介護人材不足の中、人員の確保ができるよう給与や待遇等検討すべき。	受託法人と連携して、今後も必要な人材の確保に努めていきます。	/

【指定介護予防支援事業所について】

・運営の基準に関する意見

	意見の概要	区の考え方	
1	地域包括支援センター全体の業務量はどこが把握しているのか。	指定介護予防支援事業所の人員基準は、介護予防支援業務に支障のないよう人員を配置することが求められます。なお、地域包括支援センターの職員との兼務は可能です。平成25年10月に地域包括支援センターが2か所増設され、指定介護予防支援事業所2か所を指定したところです。	○
2	指定介護予防支援事業所としての業務量が他の市区町村と比べて多いと聞くが区は何らかの支援や対策を持っているか。		

・人員の基準に関する意見

	意見の概要	区の考え方	
3	充分検討され、荒川区の実情にも配慮ある内容だと感じた。適切な管理の基、利用者の側に立った運営を望む。	御意見を踏まえまして、適切な管理・運営がなされますよう必要な指導・助言を行ってまいります。	○

・その他

	意見の概要	区の考え方	
4	(地域包括支援センター条例制定との)意見の送付先がわかれているが、連携がとれるのか。	地域包括支援センターを所管する高齢者福祉課とは、常に連携に努めています。	/
5	区民に対する法や制度の周知は区全体でとりくまなければ効果はあがらない。	介護保険法だけでなく、区民の皆様に御理解いただく必要のある法や制度の周知は、全庁的な課題として取り組んでいきます。	/